

第3回湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

1. 開催日時 平成28年12月26日 午前10時00分～午後0時00分
 2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ（長浜市八幡中山町200番地）
工場棟3階 研修室
 3. 出席者 **【委員】**（順不同）
金谷 健委員長、及川 清昭副委員長、鈴木 康夫委員、武田 信生委員
橋本 良弘委員、富永 国男委員、熊谷 定義委員、青山 誠司委員
寺村 治彦委員、山田 英喜委員
【事務局】
八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事
【支援委託業者】
パシフィックコンサルタンツ(株)
 4. 傍聴者 2名
 5. 議題（1）前回委員会の指摘事項の確認
（2）資格判定審査基準の決定
（3）相対評価審査基準の検討
（4）その他
 6. 会議内容 ①開会
②前回委員会の指摘事項の確認
③資格判定審査基準の決定
④相対評価審査基準の検討
⑤その他
⑥閉会
- ①開 会
午前10時00分開会
- ②前回委員会の指摘事項の確認
（説明事項）【資料1、資料2】
- ・建設用地の公募にかかわる応募地の公表状況
 - ・新施設建設候補地選定の流れ

(質疑)

- 委員 : 資料 1-2 で示された評価結果の公表状況は、それぞれの事務局が判断されていると思う。本検討では委員会で公表する・しないを決める話になっているが、湖北広域の基準に従って公表する・しないを判断すべきではないか。
- 委員長 : 本委員会は、点数付けをすることがメインであり、公表・非公表は事務局の裁量ではないか、ということか。
- 委員 : そうである。
- 委員 : 資料 1-2 の「○」と「△」の意味は。
- 事務局 : 「○」は、選定評価報告書の中で、応募地と評価点数が関連付けて記載されていたことを示している。「△」と「×」は、現在選定中の事例であり、聞き取りしたところ、公表予定であると回答されたものを「△」、公表しないと回答されたものを「×」で示している。「－」は、選定評価報告書を作られていない、あるいは全く公表されていないことを示している。公表予定の「△」を含めると 6 例が応募地名を公表されている。
- 委員 : 資料 1-2 はすべてごみ焼却施設の例だが、斎場等の情報は無いのか。
- 事務局 : 斎場等の建設用地を公募された事例はあまり無い。
- 委員 : 湖北広域では 4 種類の施設を集約して建設するが、ごみ焼却施設の例だけを参考とするというのは課題があるのではないか。
- 事務局 : 4 種類の施設を集約して建設、かつ、公募という事例は全国的に見てもなかなか無い。
- 委員長 : 資料 1-2 を見ると、「○」となっているのは 9 事例のうち 5 事例で、公表が多いと言えは多いが、半々と言ったほうが正確ではないか。また、滋賀県内の 2 事例が地名を非公表としていることも考慮すべきではないか。
- 「△」を公表する予定とした根拠はあるのか。
- 事務局 : 担当部局に直接問い合わせ確認した。
- 委員長 : 委員会の議事録等にも載っているのか。
- 事務局 : そこまでは確認していない。
- 委員長 : 確認したほうがよい。
- 事務局 : 応募を検討している自治会に説明する際には、公表する旨を説明されたと担当部局から伺っている。
- 委員長 : この場で議論したいのは、委員会の報告書に応募地名を書くか書かないかで、公表する・しないはまた別の話だと思う。委員会の報告書に応募地名を書く・書かないはどちらもあり得ると思うが、現時点では 9 事例のうち 5 事例が応募地名の記載をされていると判断しておいたほうがいいのではないか。
- 報告書の中で応募地名を公表する場合、公表しない場合のメリット、デメリットについて考えていることはあるか。
- 事務局 : 次回の委員会で、と考えており、現時点では特に無い。
- 委員長 : 委員の皆さんからご意見はあるか。
- 委員 : 確認だが、応募する地域には公表することを伝えているのか。
- 事務局 : 公募締切り後に応募地名を公表することは伝えている。
- 委員 : 順位付けのことまで伝えているのか。

事務局 : そこまでは伝えていない。

委員長 : 公募要項に、応募地名や評価点を公表する・しないについて書かれていないのか。

事務局 : 公募要項には書かれていないが、応募地名の公表については、ホームページに掲載している Q&A には記載している。

委員長 : 評価点については何も書かれていない、ということでよいか。

事務局 : そうである。

委員 : 前回、事務局から委員会の報告書をそのまま公表すると発言があったので、そこはちょっと問題では、と思って発言したが、委員会の報告書に応募地名を示さないという縛りはなくてもよいのではないか。

委員長 : 委員会の報告書を非公表にすることはあり得ないと思う。

委員 : 情報公開するに当たり、個人情報に関わる部分を黒塗りにするとか、地域名を ABC にするとか、方法はあると思う。

委員長 : 個人的には報告書の応募地名は ABC で示すほうがいいと思うが、委員の皆さんの多数決で決めるべきことと思う。

委員 : この委員会は、点数付けをする場であって、応募地名や点数を公表する・しないは事務局が決めることではないか。

公表しないほうがいい部分だって十分あるわけで、メリット、デメリットを整理することは大事であるが、どちらがいいかを議論してもあまり成果は出ないのではないか。

委員 : 公表する・しないは、行政判断でいいのではないか。

委員長 : では、公表する・しないについて、メリット、デメリットを含めて事務局案を次回提示していただいて、できれば決めていければ、と思う。

資料 2（新施設建設候補地選定の流れ）について、第 5 回目に報告書の骨子案を提示いただいて、その後第 10 回目までに少しずつ報告書を固めていくということになっている。この部分（赤字）を追加ということにさせていただく。

委員 : 委員会は第 5 回までが公開で、それ以降は非公開となるが、非公開となる委員会の内容の公開請求があったときはどのように対応されるのか。

事務局 : 開示する予定はない。ただ、何も伝えないというわけにはいけないので、議事次第のような何をしているのか、ということだけは公表する。

委員長 : 委員会次第のようなものを公表されて、〇〇について審議した、決定したという形式上のところだけが出るイメージか。

事務局 : そうである。

③資格判定審査基準の決定

（説明事項）【資料 3】

・資格判定審査の方法と審査基準

（質疑）

委員長 : スクリーンに示された図（基準④と⑤を満たす地域を示した図）について、面積で言えば、湖北広域の管轄区域の 6 割ぐらいが対象ということか。

事務局 : そうである。

委員 : 基準④について、現在農業集落排水地域でも 2016 年末時点で接続計画に入っていれば対象ということか。

事務局 : そうである。

委員 : 都市ガスは基準に入れなくてよいのか。

事務局 : 斎場の炉の運転をガスにするのか灯油にするのかは、施設整備段階での議論と考えている。ライフラインは最低限整備に必要な項目を設定している。

委員長 : ガスが無くても致命的では無い、ということか。

事務局 : そう判断している。

委員 : 基準④について、2016 年度末で計画に入っていればいいという理解でよいか。2016 年度末までに公共下水道に接続していないといけない、と読めてしまう。

事務局 : 「年末時点で」のうしろに「、」を打って、接続予定の計画区域内と読めるようにする。

委員長 : これらの基準は、機械的に満たす・満たさないという判断を迅速にできるという理解でよいか。

事務局 : そうである。まず事務局で判断して、委員会で判断、確認をしていただくことを考えている。

委員長 : 基準④の「2016 年末時点で」のうしろに「、」を打って、資格判定審査基準は決定ということか。

(異論なし。)

委員長 : では、決定させていただく。

④相対評価審査基準の検討

(説明事項)【資料 4】

- ・相対評価検討の流れ
- ・相対評価の枠組み
- ・相対比較項目の選定

(質疑)

委員 : まず 1 つ、今日は評価指標までを検討して、その具体的なことは次回と説明されたが、今日決めたことが、評価点として本当にできるかどうかの見通しまで考えていただきたい。

それから、評価の尺度について、0 か 1 か、感覚か、数値化するのか、それらも前もって出しておいていただきたい。

それから、例えば、No.1-1 (地形 (土砂災害)) について、土砂災害危険度というのは、いくつか項目があり細分化の可能性もある。右端 (根拠とする法令・資料 (案)) のイメージまで提示していただくと、議論するに当たっての判断や重み付けがしやすくなる。

次回へのリクエストは以上である。

委員長 : 評価項目をこうすると考えても、検討していくと実効性が無くて難しいとなったときに

は変更することも含めて考えていくのが現実的ではないか。

評価項目の評価指標は、仮にでも今日決めておきたいということか。

事務局 : 概ねこのぐらいの項目で、あとこういう項目があったらいいのでは、ということをご意見いただければと思う。

委員 : 斎場としての評価項目が抜けている気がする。例えば人口重心からの距離を評価に入れたほうがいいと思う。No.3-1（収集運搬の距離）という指標があるが、ごみと同じ扱いなのかとイメージを持たれてしまう。

委員長 : 人口重心の観点から、ごみ収集の効率と斎場を利用する人の効率は、結果的に同じことになると思うが、No.3-1の表現を変えたらいいと思う。

経済性の視点に位置づけられており、そこも考慮したほうがよい。

委員 : ごみ焼却施設は、経済性がよければ管内の端でもいいが、斎場は管内の真ん中にあるほうを高く評価したほうがいい。

事務局 : No.3-1は、ごみ収集の観点でしか設定していなかった。斎場の利便性は、資格判定基準の公共下水道事業計画区域で一定の評価ができていたのでは、と考えていた。

委員長 : 資格判定基準のインフラは、利用者目線ではなく、施設整備の条件として設定された。

委員 : 斎場は故人が最後に送られる場所であって、それにふさわしい場所にするには、焼却施設や汚泥再生施設からできるだけ離れたほうがいいのではないかと。市民感覚で言えば必ずそういう意見が出てくるはずである。経済性とは矛盾するかもしれないが、そういう点に十分配慮して建設しないと後からトラブルになる可能性がある。

事務局 : No.1-4（土地の形状・障害物）で、施設配置や斎場への配慮を評価することを考えていた。

委員長 : 評価基準に追加して入れてはどうか。可能な範囲で配置が離れているほうが確かによい。評価基準について、物差しが1つのところと、複数あるところがある。複数あるとややこしいので、評価指標は1つの物差しになるように設定するのがよい。

事務局 : No.1-4は、斎場への配慮を盛り込むことを検討する。

委員長 : 「周辺地域の状況」に、反対運動の状況を追加したほうがいいのではないかと。実現性という視点で、反対運動のある・なしでは全然違う。隣接自治会との距離や搬入道路については示されているが、距離が同じであっても土地利用によって全然違うと思う。

「道路の混雑状況」について、右折レーンが設置できるかも大事だと思う。右折レーンが設置できたほうが車の流れはスムーズになる。

No.2-3（道路混雑の状況）、No.4-5（搬入道路が通過する周辺自治会の数）の両方に関連して、搬入道路の位置は何通りか考えられることが多いと思う。応募自治会内だけで搬入道路が完結するほうを優先するのか、経費が安いほうを優先するのか。その考え方は前もって決めて、評価基準や根拠のところに示しておかないと、比較できなくなってしまう。

No.1-3（活断層）について、項目としては結構だが、活断層にかかるかからないかの判断が微妙なところもあると思うので、地層に詳しい人にチェックしてもらうことを入れたほうがよいのではないかと。

委員 : 「地形・地質」について、悪臭や排ガスについて谷間だと飛散しにくいと思うが、そう

いう観点から何かあったほうがいいと思うが、いかがか。

事務局 : 他事例を調査するなどして、次回、対応させていただきたい。

委託業者 : 地形や反対運動もそうかもしれないが、客観的な指標・データがないとか、詳しい予測をするのが難しい項目については、委員による総合評価に加味するやり方はいかがか。

委員長 : 委員による総合評価の意味付けは議論できていないが、あらかじめ想定できるものはなるべく評価指標に入れておいたほうがいいと思う。「客観的」がキーになると思うが、何らかの形で客観的に判断できるものは入れておいたほうがよい。

一方で、No.2-4（景観）は規制区域に該当するかどうかだけでは景観の判断は弱いと思う。実際に現場を見たときに評価指標・基準だけでは判断しきれないものを、委員で総合的に判断していく。採用試験で言えば、ペーパーテストが相对比较項目による評価で、面接試験が委員による総合評価のイメージに近い。

項目ごとの評価と総合評価の点数配分をどうするかは、また別の話である。

委員 : 反対運動があったら、応募できないと思うが。

委員長 : 応募には周辺自治会の同意はいらぬ。

審査する間に反対があるかもしれないので、例えば応募地のすぐ隣の自治会のところにまとまった住宅地があるなど、反対が出る可能性などは総合評価に反映させる手はあると思う。

委員 : No.1-4 の土地の形状は評価が難しいと思うので、例えば、固定資産税の評価方法等を利用すると、客観的に土地の形状を評価できるのではないか。

委員 : 他事例で抵当権等というのがあったが、この辺りの評価はどう考えているのか。

事務局 : 応募書類に権利設定の記入欄があり、そこで把握はするが、評価項目には入っていない。

委員長 : 抵当権など登記簿で確認するところは、応募の時点ではわからないが、事務局で確認するのか。

事務局 : 応募書類が適切かを確認する。

本委員会に応募書類を提示して、実現性というところの評価項目の相互関連という部分で評価していくということで、現段階では考えていない。

委員 : 候補地の権利関係は事務局で処理するということか。

事務局 : そうである。

委員長 : 土地の権利関係は、故人が所有者になったまま等が考えられ、それらをどう見るかは、総合評価に回すことにおそくなるだろう。

総合評価は、評価基準では反映しきれない部分を判断するものであり、相对比较項目による評価と総合評価の2つの合計点でやるという枠組みはよいか。相对比较項目による評価に入れこむやり方もあると思うが、そっちは客観的な形で前もって決めておいて評価したほうがすっきりすると思う。

委員 : 基本理念に「すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設」とあるが、評価項目等には利用者のことがほとんど書かれていない。斎場の利用者やごみの持込みの視点が欠けており、経済性に入れるのは抵抗感があるので、安心安全に入れられないか。

事務局 : No.1-4 の当たりで、書きぶりで対応していきたい。

委員長 : 基本理念の「人生の終焉の場にふさわしい施設」から「安心・安全の確保」に線を追加

したほうがよい。「循環型社会形成に貢献できる施設」も「安心・安全の確保」と「環境保全への配慮」に線を追加してはどうか。基本理念が全部4つの評価視点のほうに何らかの実線が繋がっている形にして、評価項目にもそれを反映したものがあるというほうがいいと思う。

事務局 : 矢印を追加する。

委員 : 土地利用規制の関係は「安全安心」の視点に含まれているが、違和感がある。河川法、都市計画法、農振法といった法律のことは、資格判定のほうでいいのではないか。

事務局 : 土地利用規制の関係は、評価視点における項目数のバランスと、規制により確実に施設整備ができる、安心して施設が使えるということで、「安全安心」の視点に入れた。法規制は、乗り越えることが難しい事項を資格判定審査基準として、それ以外は相対評価で評価していこうということになり、今はここに配置している。

委員 : 騒音、振動の区域は、都市計画の用途地域にしたがって決められているなど、環境保全との関連が深いので、「環境保全」の視点に入れるのが適当ではないか。

事務局 : 承知した。都市計画法は、「環境保全」の視点に入れる。

委員長 : 確認だが、関連する法律や区域の指定については致命的なものは無く、相対評価でいいものだけである、ということか。

事務局 : そうである。

委員長 : No.3-2(用地取得費)について、路線価で評価するのは無理があるところが出てくるのではないか。実際に土地を買収するときのお金より高くても低くても当事者や市民から文句が出ると思う。

委託業者 : 路線価を採用された事例があったので、仮で掲載している。具体的に評価基準の話をさせていただくときに、相対評価をやる段階で入手可能なもので、なるべく精度の高い情報を元にすることとしたい。

委員長 : いただいたご意見を踏まえて、次回は修正した資料と、評価基準も示していただきたい。

⑤その他

第4回委員会は、平成29年1月23日14時から開催する。

第5回委員会は、平成29年2月17日13時30分から開催する。

⑥閉 会

午後0時00分閉会

以上